

# 駐車場利用約款

- **トラブル防止のため、本駐車場利用にあたり駐車場利用約款を必ずお読みください。**
- **車室番号を誤って料金精算された場合、返金はできませんのでご注意ください。**  
**再度、正しい車室番号をご確認の上、料金精算をしてください。**
- **本駐車場時間賃は、1回の利用は48時間が限度となります。48時間を超える利用は駐車場利用約款内第4条により、車両の調査、移動、処分をさせていただきます場合がありますのでご注意ください。**

## 第1条（本駐車場の利用条件）

- この利用約款（以下「本約款」といいます。）は、関電ファシリティーズ株式会社（以下「当社」といいます。）が管理運営する駐車場（以下「本駐車場」といいます。）の利用条件を定めるものとし、本駐車場の利用者（以下「利用者」といいます。）が本駐車場に駐車された時点で、本約款の内容にご同意いただいたものとみなし、当社との間で本約款に基づく駐車場利用契約が成立したものとさせていただきます。
- 当社は、本駐車場を一時的な駐車場所として提供するものであり、車両の保管・管理は行いません。
- 暴力団、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他これに準ずる反社会的勢力に属する者、またはそれらと関係を有する者のご利用はお断りします。

## 第2条（免責）

- 当社は、以下各号に定める事由については、当社の故意または重大失による場合を除き、一切の責任を負いません。  
(1) 本駐車場内における車両若しくはその積載物の盗難、紛失または毀損  
(2) 本駐車場の他の利用者若しくは第三者の行為、または、駐車場内に存在する車両、若しくはその附属物、積載物に起因して生じた損害  
(3) 利用者が、故意または過失により、本約款に違反したことにより生じた損害  
(4) 利用者または第三者の不正駐車による出庫妨害  
(5) 工事・催事等で交通規制が暴動、車両の入庫が制限されることにより生じた損害  
(6) 天災地変、自然災害、戦乱、暴動、火災その他不可抗力の事象発生により生じた損害  
(7) 駐車位置番号の誤入力その他利用者の責に帰すべき事由による損害  
(8) (ロック式駐車場の場合) 入庫前よりロック板が上昇している状態であるにもかかわらず入庫しようとしたことによる損害  
(9) (ロック式駐車場の場合) ロック板が上昇した状態で、出庫、乗降、荷物の積み下ろし、スライドドアの開閉を行い、ロック板が車体に引っ掛かったことによる損害  
(10) (ゲート式駐車場の場合) ゲート出入口の通過中に車両の切り返しや車両の後進を行い、ゲートバーなどと接触したことによる損害  
(11) 前各号に定める事由（を含むがこれに限らない）により、車両の出庫を含む駐車場の利用に支障が生じ、出庫までに待機を要する等の事態が発生したことに起因した損害

## 第3条（車両制限）

- 本駐車場に駐車することができる車両は、付属装着物及び積載物、乗員等を含めて長さ5m以下、高さ2.1m以下、幅1.9m以下、地上高15cm以上、重量2.0t以下のものに限り、ただし、場内に別途掲示がある場合は当該掲示によります。
- 上記に該当する車両でも、以下に該当する車両は駐車することができません。  
(1) 最低地上高が25cmを超える車両等、車両入庫センサーが作動しない車両  
(2) 車高調整機能および可動式サイドステップ等を有し、車高等が変化する車両  
(3) エアロパーツまたは改造パーツ装着車等、駐車場機器、資材および施設等との接触により駐車場機器の動作障害または車両の破損等を起こすおそれがある車両  
(4) 無登録車・車検切れ・故障車等、一般道路を走行することが禁じられている車両  
(5) 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両  
(6) 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両  
(7) 仮登録中の車両等、車両の所有者の特定が困難な車両  
(8) 危険物、有害汚染物質、悪臭発生、液汁漏出その他安全または衛生を害するおそれのある物を積載している車両、その他駐車場管理上支障のある車両  
(9) 自動二輪車（側車付含む）・三輪自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車（建設用特殊車両等）

## 第4条（駐車時間）

- 本駐車場の1回の利用は、48時間を限度とします。これを超える場合は、事前に場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。

## 第5条（利用料）

- 本駐車場に掲出された料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。駐車時間は、ロック式駐車場・ロック板のない車室感知式駐車場の場合は、センサーが感知した車室への入庫から出庫までの時間、また、ゲート式・機械式・タワー式駐車場の場合は、駐車場構内への入庫時の発券から出庫時の収券までの時間とします。車両ナンバー認識駐車場の場合は、認証カメラが車両を撮影した時点から出庫までの時間とします。
- 利用者が駐車券を紛失した場合、当社規定の料金をお支払いいただきます。

## 第6条（車室）

- 利用者は車室（車室枠線の中）のみに車両を駐車することができます。
- 前項の定めにかかわらず、当社は、本駐車場の管理運営上必要があるときは、利用者の車室を変更することができます。

## 第7条（遵守事項）

- 利用者は、以下の各号に定める他、本駐車場内に示されたルールに従い、前条に定める車室に駐車するものとします。  
(1) 常に徐行し、出庫する車両を優先すること。  
(2) 追い越しをしないこと。  
(3) クラクションをみだりに使用しないこと。  
(4) 標識等の標示に従うこと。  
(5) 駐車時または停車時に、エンジンを停止すること。

## 第8条（禁止事項）

- 利用者は、本駐車場の利用に際して、以下の各号に定める行為を行わないことに同意します。  
(1) 法令または都道府県市区町村の条例等により禁止または制限されている行為をすること。  
(2) 本駐車場内において物品を放置し、工作物を設置し、または現状に変更を加えること。  
(3) 本駐車場、本駐車場に設置されている設備または本駐車場に駐車している第三者の車両を毀損すること。  
(4) 第6条で定める車室以外に駐車すること。  
(5) 本駐車場内での喫煙、飲酒、騒音等、他の利用者や近隣住民等の第三者に迷惑をかける行為をすること。  
(6) 本駐車場内に、ビン、缶類、雑誌、その他一切の廃棄物を投棄すること。  
(7) 本駐車場内に、タイヤ、バッテリー、洗濯用具等の車両用品、ゴミ、油脂類等の引火可能性のある可燃物、家庭用品、家電製品、商売用品等を持ち込み、放置すること。  
(8) 本駐車場内に、普通自動車以外の車両（自転車、原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車等を含むがこれらに限られません。）を駐車すること。  
(9) 本駐車場で、駐車以外の目的で利用すること。  
(10) 当社に対して妥当性を欠く要求をすること、または社会通念上相当な言動（当社または従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限られません。）をすること。  
(11) 当社に著しく迷惑を掛ける行為または当社の業務を妨害する行為をすること。  
(12) その他当社が不適当と判断する行為をすること。

## 第9条（不正駐車）

- 利用者が、駐車料金を支払わないで車両を車室から出庫、または駐車場外へ移動したとき、正規の車室以外の場所へ駐車したとき、並びに当社が不正な駐車方法と認めるときは不正駐車とします。
- 不正駐車を発見した場合、当社は、利用者は車両の自動車検査証に記載された所有者および使用者等に対して直接通知または車両へ掲示する方法により通知した上で、正規駐車料金の他に実損額に応じた損害賠償金を請求させていただきます。また、警察へ通報させていただきます場合があります。
- 前項において、当社は他の利用者への利用の妨げになる場合や安全上問題があると判断した場合は、本駐車場または車両へ掲示する方法により予告した上で、施設管理権に基づき、車両を他の場所にレッカー移動させていただく場合があります。

## 第10条（放置車両）

- 利用者が、当社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合、当社は、これらの利用者に対して、駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができるものとします。
- 前項の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができなるときまたは当社の過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者および使用者をいう。以下同じ。）に対して通知し、または駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取ることを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、またはその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- 第1項および第2項の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができます。
- 当社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- 当社は、第1項の場合において、利用者または所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。
- 当社は、第1項の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- 当社は、所有者等が車両を引取ること拒み、もしくは引取ることができず、または当社の過失なくして所有者等を確認することができない場合であって、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- 当社は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示するものとします。
- 当社は、第7項の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動および処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額が生じた場合には、所有者等の氏名および有効な連絡先が判明しているときに限り、これを返還するものとします。

## 第11条（放置禁止物の処分）

- 当社は、本駐車場内において第8条第1項第7号および第8号に係る物品、その他本駐車場の運営に支障を生じさせるおそれがある物品（以下「放置禁止物」といいます。）がある場合は、当社が撤去した上で、引取りの請求を本駐車場内に掲示します。
- 当社が前項の通知を行ってから、3日以降までに利用者からの連絡がない場合、当社は、当該放置禁止物を、利用者が所有権を放棄した物または無主物とみなし、処分することができます。また、移動および処分した費用がある場合は、利用者に対し、これを請求することができます。
- 前項に基づく処分を行った場合、当社は一切の責任を負いません。

## 第12条（損害賠償）

- 利用者が本約款もしくは本駐車場内に掲出された規定に違反した場合、または故意もしくは重大な過失により駐車場機器、資材・施設等を破損させた場合は、それにより当社が被った損害（駐車場の全部または一部を休業しなければならぬ場合の営業損失収益を含む）を賠償していただきます。

## 第13条（営業休止等）

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当した場合、予告なく本駐車場の全部または一部について営業の休止、駐車場の閉鎖、車路の通行止めおよび車両の退避（以下「営業休止等」といいます。）を行うことができます。  
(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設または施設・器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生しまたは発生するおそれがあると認められる場合  
(2) 当社または本駐車場管理者または作業を行うため必要があると認められる場合  
(3) 当社は、前項に定める事由により営業休止等を行った場合でも、その一切の責任を負わず、利用者に対して利用料等の返金を行う義務を負いません。

## 第14条（分譲可能性）

- 本約款の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本約款の他の規定は有効とします。
- 本約款の規定の一部がある利用者との関係が無効または取消となった場合でも、本約款は他の利用者との関係では有効とします。

## 第15条（本約款の変更）

- 当社は、この約款を変更する場合、駐車場利用者の事前の承認なしに、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者（あらかじめ告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日または適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。

2026年5月1日改定

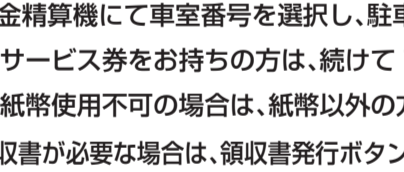


# ご利用方法

## フラップ（ロック）式駐車場



- **空き車室のフラップ板が下がっていることを確認の上、ゆっくり入庫してください。**  
※ **封鎖中の車室、フラップ板が上がっている車室への入庫は禁止します。**
- フラップ板を前輪または後輪完全に乗り越えて、車室の中に駐車してください。
- 入庫の際は、駐車場施設に接触しないようご注意ください。
- 3分後にフラップ板が上昇します。フラップ板から1m以上離れてください。



- ① 料金精算機にて車室番号を選択し、駐車料金を精算します。（高額紙幣使用不可）  
※ サービス券をお持ちの方は、続けて1枚ずつ入れてください。  
※ 紙幣使用不可の場合は、紙幣以外の方法でご精算ください。
- ② 領収書が必要な場合は、領収書発行ボタンを押してください（発行途中で引っ張らないでください）。
- ③ 料金精算後、フラップ板が完全に下降していることを確認後、ご乗車いただき、3分以内に出庫してください。3分を超えると再びフラップ板が上昇します。その場合は再度料金を精算してください。  
**車室番号を間違えて料金を精算した場合、返金はできませんのでご注意ください。再度、正しい車室番号を確認の上、料金精算をしてください。**

## フラップレス（ロックレス）式駐車場



- **空き車室を確認の上、ゆっくり入庫してください。**  
※ **テープ又はカラーコーン等で封鎖中の車室への入庫は禁止します。**
- 車室の中に駐車してください。
- 入庫の際は、駐車場施設に接触しないようご注意ください。
- 3分後に駐車料金の課金が始まります。



- ① 料金精算機にて車室番号を選択し、駐車料金を精算します。（高額紙幣使用不可）  
※ サービス券をお持ちの方は、続けて1枚ずつ入れてください。  
※ 紙幣使用不可の場合は、紙幣以外の方法でご精算ください。
- ② 領収書が必要な場合は、領収書発行ボタンを押してください（発行途中で引っ張らないでください）。
- ③ 料金精算後、テープ又はカラーコーン等で封鎖された車室へ入庫してください。3分を超えると再びフラップ板が上昇します。その場合は再度料金を精算してください。  
**車室番号を間違えて料金を精算した場合、返金はできませんのでご注意ください。再度、正しい車室番号を確認の上、料金精算をしてください。**

## 料金前払い（チケット）式駐車場



- ① **空き車室を確認の上、車室の内にゆっくり入庫してください。**  
※ **テープ又はカラーコーン等で封鎖中の車室への入庫は禁止します。**  
※ 入庫の際は、駐車場施設に接触しないようご注意ください。
- ② 入庫後、料金精算機で「料金ボタン」を選択し、「精算ボタン」を押して料金をお支払いください。（高額紙幣使用不可）
- ③ 発行された「駐車証明書（領収書）」を車両ダッシュボードの見える位置に置いてください。  
**※ 警備巡回時に駐車証明書を確認しています。**

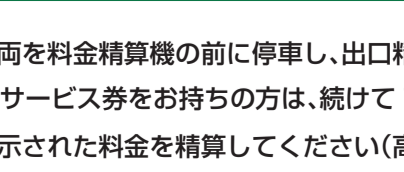


- **購入された「駐車証明書（領収書）」よりも、ご利用時間が短い場合でも、返金は出来ませんのでご注意ください。**
- **購入された「駐車証明書（領収書）」よりも、ご利用時間が長い場合は、追加で「駐車証明書（領収書）」を購入してください。**
- 出庫後の再入庫は、再度「駐車証明書（領収書）」をご購入ください。

## ゲート式駐車場



- ① 車両を駐車券発行機の前に停車させ、駐車券発行機のボタンをして、駐車券をお取りください。
- ② ゲートが開いたら車両を入庫させてください。
- ③ 空き車室を確認の上、ゆっくり入庫してください。  
※ **テープ又はカラーコーン等で封鎖中の車室への入庫は禁止します。**  
※ 入庫の際は、駐車場施設に接触しないようご注意ください。



- ① 車両を料金精算機の前に停車し、出口精算機に駐車券を入れてください。  
※ サービス券をお持ちの方は、続けて1枚ずつ入れてください。
- ② 表示された料金を精算していただき（高額紙幣使用不可）  
※ 紙幣使用不可の場合は、紙幣以外の方法でご精算ください。（クレジットの表示がある場合、利用可）
- ③ 領収書が必要な場合は、領収書発行ボタンを押してください（発行途中で引っ張らないでください）。
- ④ 料金精算後、ゲートが開いたら車両を出庫させてください。